

令和3年第7回教育委員会議事録

令和3年4月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年4月28日（水）午後2時00分～午後2時29分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長
中央図書館館長 田 部 井 伸 子 庶 務 課 長 村 野 貴 弘
生涯学習担当部長
学 務 課 長 正 富 富 士 夫 生涯学習推進課長 本 橋 宏 己
済美教育センター 佐 藤 正 明 済美教育センター 佐 藤 永 樹
所 長
統 括 指 導 主 事
済美教育センター 加 藤 則 之
統 括 指 導 主 事

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第31号 杉並区教育委員会申請等における押印の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 教育委員会の権限に属する事務の特定事項の調査を区長の補助機関たる専門委員に委託することについて

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 令和2年度「杉並区中学生小笠原自然体験交流事業」の実施報告について
- (4) 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について

目次

議案

- 議案第31号 杉並区教育委員会申請等における押印の特例に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 4
- 議案第32号 教育委員会の権限に属する事務の特定事項の調査を区長の補助機関たる専門委員に委託することについて・・・・・・・・・・ 5

報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 13
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・ 13
- (3) 令和2年度「杉並区中学生小笠原自然体験交流事業」
の実施報告について・・・・・・・・・・ 8
- (4) 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について・・・・・・・・・・ 10

教育長 では、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第7回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議の進め方ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員とのご指名がございましたので、よろしく願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第31号「杉並区教育委員会申請等における押印の特例に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。私からご説明いたします。

議案第31号についてですが、教育委員会におきましては、区長の事務部局と同様に、「申請等に関する教育委員会規則の規定により押印を義務付けているものについて、教育委員会が必要ないと認めるときは、当該規則の規定にかかわらず、押印を省略させることができる」との取扱いにしてきたところでございます。このたび、区は「押印等の見直し方針」を策定し、補助金の申請書などを除き、区民及び事業者から提出される申請等の押印及び署名を廃止することとしました。このことに伴いまして、区長の事務部局におきましては、押印の特例に関する規則を改正するほか、押印を必要としない申請等の様式を告示したところでございます。このことから、教育委員会におきましても、区長の事務部局と同様の取扱いにするため、規則を改正するものでございます。

それでは、規則の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第1項の改正は、「教育委員会が定める申請等については、押印を要しない」と規定し、第2項の改正は、「押印を要しない申請等を定めたときは告示する」旨を定めるものでございます。

なお、押印を要しない様式については、文化財登録に係る同意書など

を告示する予定でございます。

第3項は、改正前の第1項の規定と同様に、教育委員会規則の規定により、押印を義務付けている申請等について、教育委員会が必要ないと認めるときは、押印を省略させることができる旨を定めるものでございます。

最後に施行期日でございます。議案の2枚目をご覧ください。この規則は公布の日から施行するものとし、本日の公布を予定しております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第31号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第31号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第32号「教育委員会の権限に属する事務の特定事項の調査を区長の補助機関たる専門委員に委託することについて」上程いたします。

済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 それでは、議案第32号につきましてご説明申し上げます。

区立学校において、児童生徒1人1台専用タブレット端末の配備が完了したことを受けまして、今後、タブレット端末の授業等における有効活用やICTを活用した教員の指導力の向上等の取組を進めるとともに、学校のデジタル化の一層の推進を図る必要がございます。そこで、教育におけるICT活用を計画的かつ効果的に進めるために、学校ICT活用の基本方針の策定や、区立学校情報セキュリティ方針の改定、そして、タブレット端末の活用促進に関する必要な調査及び助言について、ICTに関する専門知識及び実務経験を有するものに委託するものでございます。

それでは、議案を1枚おめくりください。地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の特定事項の調査を区長

の補助機関である専門委員の杉並区デジタル戦略アドバイザーに委託することについて、区長と協議をしたところ、別紙のとおり、令和3年4月23日付け3杉並第5679号により、同意する旨の回答を得たため委託するものでございます。

調査を委託する特定事項の内容につきましては、区立学校のICT化に関する事項でございます。調査の委託開始日は令和3年4月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 4月28日から委託開始ということで述べられていましたが、いってみればこのICTについていえば、ゴールが定まっているわけではないので、実際にこれらの戦略アドバイザーの方々はいつまでということは、現段階では明記されていないのではないかと思います。1つその辺の見通しについて、お伺いします。

2つ目は、文字どおり戦略アドバイザーなので、区としての戦略ということで、特にその辺いろいろとご助言いただくことになると思いますが、学校現場レベルでいうと、実際この4月からいろいろなことが出てきていると思ひまして、そういった現場との関わりでいうと、この戦略アドバイザーとの関わりというか、すみ分けというか、その辺はどんなふうになっていくのか。以上2点、お願いします。

済美教育センター所長 まずは1点目のゴールにつきましては、このデジタル戦略アドバイザーの区としての任期は1年となっております。ただ、区の規定では再任されることを妨げないとなっておりますので、来年度以降も引き続きという可能性もございます。

もう1点、区としての戦略をしていただくこと、現場との関わりということでございますが、戦略アドバイザーは区並びに教育のデジタル戦略についてご助言を頂いたり、様々していただくのですが、教育の現場である学校の状況を見ていただいて、調査というのもありますけれども、何が課題なのか、それについてどういうふうに教員に対して助言をしたらいいか。また、教員研修のほうにも参加していただこうと考えておりますので、そういった意味で学校との関わり、特に杉並区の現状どうなっているのかということをごきちんとして把握した上で、適切な助言を頂ける

ようにしたいと考えております。

教育長 今の所長の説明で、直接教員と話をしたりということも研修などであるのかなと思ったのですけれども、助言をもらうというのは、例えばメールとかでやるとか、直接来ていただくとか、いろいろあると思うのですが、どういう方法を用いて行われるのでしょうか。

済美教育センター所長 結論としては様々な方法がございます。直接こういった会議の場にお越しいただき、ご助言を頂く場合もあると思います。あとはテレビ会議、オンラインでの助言、または教員に向けてはオンラインと対面のハイブリッドで行うような様々な方法が考えられると思いますので、そのときの状況に応じて適切に助言していただこうと考えております。

教育長 ということは、そういったものを自由に、もちろん調整をしながら選べるということですね。つまり、文章だけでやり取りするわけではなくて、顔の見える形でも可能だということですね。

済美教育センター所長 その通りでございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 32 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 32 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。会議冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、報告事項 3 番、4 番については事務局よりご説明を頂き、報告事項の 1 番、2 番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

教育長 では、意見がないようですので、報告事項 3 番、4 番については事務局より説明を受け、1 番、2 番については配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項3番「令和2年度『杉並区中学生小笠原自然体験交流事業』の実施報告について」済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（佐藤） 杉並区中学生小笠原自然体験交流事業の実施について報告いたします。

こちらの事業の目的は、世界自然遺産である小笠原の貴重な自然体験や自然に育まれた文化を通して、子どもたちの豊かな人間性を育むこと、自然体験を通じ各学校・地域における環境保全活動の推進役となる世界的視野で持続可能な社会を考えることができる生徒を育成することです。

令和3年3月21日から26日までの5泊6日で実施してまいりました。

派遣者は、区内在住中学生17名でございます。一昨年度までは定員30人で行っていましたが、今回は、新型コロナウイルス感染症対策として人数を制限して実施いたしました。それにより引率教員も7名となっております。

主な内容は、こちらの新型コロナウイルス感染症対策ということで制限もありましたが、小笠原について興味を高める知識、そして理解を深める事前学習を経て、現地での自然体験、現地の方々との交流等予定どおり実施することができました。何よりも、この生徒17名が事故なく、けがなく、病気なく全ての行程を全員で消化することができたことが何よりでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、事前に乗船前のPCR検査を全員実施いたしました。また、船内、そして宿舎ともにアルコール消毒等マスクの着用を遂行してまいりました。

今後の取組といたしましては、先週4月21日に事後学習会の第1回目を行いました。今後あと2回の学習会を含め、成果報告会を令和3年7月3日土曜日に、泉南中学校で行う予定でございます。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 去年は中止になったと思うのですがけれども、今年は感染対策をして人数を減らすというのもそうですし、船内での在り方、それからあちらでの生活の仕方等々も制限のある中でも精いっぱい活動して、また

あちらの交流等も含めて生み出されるものを体験することが、これに参加した生徒さんたちにとって、何かに臨むときの姿勢という意味においても、いい体験になったのではないかなと思います。結果的に何も事故等がなくてよかったなと思いますが、今、いろいろな変異種があると言われていますが、どうすれば感染せずに自分たちの活動も含めて進めていくことができるのかという意味合いでも、すごくいい体験になったかなと思います。

本当に素晴らしいところなので、SDGs とかも、教科書の中でも学ぶようにもなっていますし、そんな中で貴重な体験ができて本当によかったなと思っております。成果の報告会も楽しみにしております。ありがとうございました。

折井委員 無事に事業を行うことができ、そして大きな問題なく帰ってこられた。そして、学習会に入っていくということで本当によかったなと思っています。いろいろと工夫をされながらの実施だったと思うのですけれども、何よりもこのような状況下で受入れをしてくださった小笠原の方たちに本当に御礼を申し上げたいなと思います。

例えば 23 区内とまた全く違う医療状況がある中で、やはり受け入れるというのは大変だったかと思うのですけれども、改めて感謝を申し上げたい。やはり今までずっと培ってきた関係ですとか、いろいろとその点で今までも感謝していますし、今後も長くこの事業が続いていってくれることを本当に望んでいます。

對馬委員 お疲れさまでした。ありがとうございました。今までにない状況の中で生徒たちを引率して、無事に帰ってくるというのは、大変お疲れになったのではないかなと思います。本当にありがとうございます。折井委員がおっしゃったように受け入れてくださった方々にも本当に感謝申し上げます。

ただ、とても残念に思うのは、昨年度行けなくて、私はその前のときに行った子たちが、中 1 で行った子たちが今年中 3 で卒業していった年齢の子が何人もたくさんいたのですけれども、彼らが、やっぱり次に行くときには何か役に立ちたいと思っていた子たちが、結局そういう交流ができずに、行くことになってしまっているところに、例えば出発のときに、ちょっと前に行った子たちが見送りに来てくれたりとか、今までできていたことが、今回恐らくできないというのが、それで途切れてし

まうのがすごく残念だなと思っているので、ぜひまたこの事業が続く限り何かそういうつながりを持って、今回行った子たちも次のときに何か役に立ちたいという気持ちをきっと持っていると思うので、そういうつながりはぜひ持っていて、つながりたいという子たちの道を開けておいていただけるように。コロナの間は非常に難しいかもしれませんが、落ち着いたら、ぜひまたそういう子たちの活躍の場もあったらいいなと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

久保田委員 生徒たち、また参加者全員が元気に予定どおりの活動をやってきたということで、本当にすばらしいなと思いました。ありがとうございました。

行きがとても大変な天候で、本当に船内の過ごし方も含めて大変だったかと思いますが、そういった中で、帰りの様子は私も分からないのですが、恒例の船長室の見学とか、船長さんのお話とか、その辺はどうだったのでしょうか。

統括指導主事（佐藤） それは全てキャンセルになりました。私たちも立ってられない状態で、みんなもう床に伏せている状態でしたので、安全をとということでキャンセルになりました。

久保田委員 ご苦労さまでした。やっぱりそういった 24 時間以上かけてすごい荒波を乗り越えて小笠原に行くということが、それは経験した者しか分からない、とてもすばらしい場所というか価値のある場所であるというのが、逆に荒天によって、荒波によって初めて大きな実感となって迫ってくるというのを私も経験しましたので、今回もまた貴重な体験ができたのかなと思いました。ありがとうございました。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項 3 番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項 4 番「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」引き続き済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（佐藤） それでは、私から続きまして「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」報告させていただきます。

まず、「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹

底」ということで、4月23日に通知いたしました。まず、感染症予防策の徹底ということで、ガイドライン、令和3年度のものを、遵守・徹底を図ることを強く伝えたところでございます。その上で、制限しなくてはならない教育活動がありますので、こちらを留意点として各学校に示しました。

まず、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないこと。また、本年度から公共交通機関を利用する校外学習を許可したところでございますが、こちらの活動を一時中止・延期という形をとらせていただいております。また、部活動につきましては制限して実施、または中止すると示したところです。ただし、夏季大会の出場がありますので、こちらは可とし、それに係る練習、そして試合等も実施可ということになっております。

また、小中連携活動または副籍交流等、子ども同士の関わる活動は中止・延期とさせていただきます。

その上で、児童生徒への指導等ということで、マスクの着用、そしてマスクを外したときの会話を控えるよう十分に指導の徹底を図ることとしております。

また、保護者、地域との連携活動等につきましては、基本的に制限をして実施、または中止・延期することとしております。

外部人材等の活用につきましては、その目的や感染症対策を考慮した上で適切に判断することといたしました。それに加え、教職員等の健康管理の徹底についても示したところでございます。

裏面をご覧ください。「令和3年度における区立学校の集団宿泊的行事等の実施について」、こちらは4月16日に各学校へ通知したところです。

まず初めに、移動教室についてです。小学校の移動教室につきましては、東京都または旅行先が緊急事態宣言中の場合は中止といたします。また、移動手段が貸切バスであること、宿泊施設も貸切利用であるということから、東京都または旅行先のいずれもまん延防止等重点措置適用中であっても実施は可能といたしました。

中止となった場合の代替行事の実施については、原則公費で負担することといたしました。なお、現在、既に数校、緊急事態宣言に伴い移動教室を中止にせざるを得ない学校が出ております。こちらの現在、中止

とせざるを得ない学校につきましては、できるだけ実施可能な延期という形になるように日程等調整をしているところでございます。

中学校の移動教室につきましては、感染状況を踏まえ今後決定してまいります。また済美養護学校、特別支援学級の移動教室についても、実施時期を踏まえ決定してまいります。

修学旅行につきましては、東京都、そして旅行先が緊急事態宣言発令中の場合は延期といたします。また、旅行先がまん延防止等重点措置適用中の場合も延期といたします。

延期等に伴うキャンセル料等につきましては、公費で負担することといたします。

フレンドシップスクールにつきましては、本年度は感染症対策といたしまして、宿泊を伴わない活動にいたしましたので、緊急事態宣言中、また、まん延防止等重点措置適用中であっても、実施可能としたところでございます。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

對馬委員 小学校の移動教室が中止となった場合は、代替の日帰りの行事は原則公費で負担するとなっていて、中学校の修学旅行は、同様の場合、保護者負担とするとなっていますけれども、これはキャンセル料等が非常にかかるのでということなのではないでしょうか。

学務課長 基本的には移動教室、それから修学旅行のキャンセルについては公費負担としております。ただし、修学旅行につきましては、事業の性質からしまして学校が自主的に行うものという位置付け等がございますので、代替の場合につきましては、今まで積み上げてきた修学旅行費の中から保護者負担という考えのほうがふさわしいと考えまして、このような対応としております。

對馬委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 小学校にしても中学校にしても行けるようになれば行ったほうがいいと思うし、ただ、ご家庭によったり、その子どもによっては行きたいのだけれども、非常にコロナが怖いと。あるいは家にどうしても高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんがいて、保護者から申し訳ないけれども我慢してもらいたいと、例えばそのようなことで、子どもが学校は

行くのだけれども、参加しない子がいたとしますよね。そういう子への対応というのは何か学校で考えていることはあるのでしょうか。

統括指導主事（佐藤） 基本的には、まず現時点で小学校、中学校でコロナの不安で子どもを行かせられない、または行かない、行きたくないという、どちらかということとはちょっと明記していませんが、小学校1名、中学校1名います。ですので、こちらのお子さんたちがもし中3であったり、小学校5年生、6年生の場合は、一番はその子に不利にならないことをしなくてははいけない。だからといって、ほかの子たちも一緒に中止というわけにもいかない。その両方を考えなくてははいけないと思います。ですので、済美教育センターでも相談等受けていますので、校長とともに一緒に両者にとって不利にならない方向性を考えて、場合によると思いますけれども、例えば家で、これからオンライン等で配信ができますので、友達や教員がカメラを持って行って現地の様子を映してあげるということでも、参加したいというお子さんもいると思います。もちろんそれを見たくないというお子さんもいますが、そういう子ども1人1人のニーズに合わせて可能な限り何かしらの形で子どもたちにとっていい方法を考えていきたいと思います。以上です。

教育長 ぜひ、いろいろな方法があると思うし、今、統括指導主事が言ったように「そんな映像見たくないよ、行ってないのだから」ということでもあると思います。その子には、その家庭のそれぞれの意向をできるだけ尊重して、オンラインとか活用できるものを活用して、せっかくの行事なのでさせてあげられればと思っています。お願いします。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

報告事項1番、2番につきましては、配布資料をもって代えさせていただきますので、以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がありましたら、お願いいたします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、日程を変更させていただきます。5月14日金曜日、午後2時から予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、これで本日の教育委員会を閉会いたします。ご苦労さ
までした。